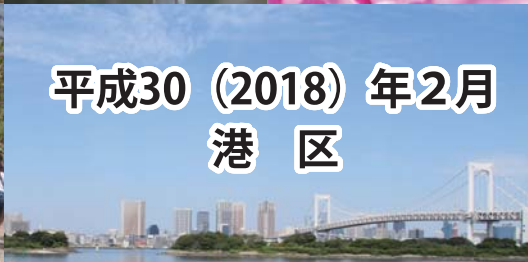
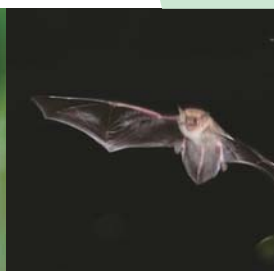
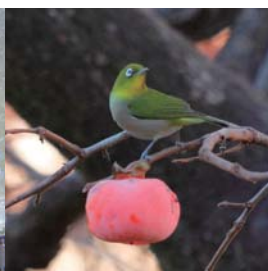




港区生物多様性地域戦略

— 生物多様性みなとプラン —

平成30年度～平成32年度（2018年度～2020年度）



平成30（2018）年2月
港区



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

《元号に関する表記上の注意点》

本戦略発行時点（平成30年3月）では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」又は「H」を使用しています。

新元号が定められた際は、読替えをお願いします。



「まちの活気と生きものが共存して、生物多様性の
恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと」
の実現をめざして

港 区 長 武井 雅 昭

ご挨拶

武蔵野台地の東端に位置する港区は、台地と低地、その境の斜面地や東京湾に面した埋立地など、変化に富んだ地形を有し、赤坂御用地や自然教育園など、かつての大名屋敷の跡地を中心に地域ゆかりの自然が多く残されています。また、再開発に伴い、新たな緑地も生まれ、都心部にあって緑の豊かなまちとなっています。一方で、大企業や大学、研究機関が集積する日本屈指のビジネスエリアであり、昼間人口は約 95 万人に上ります。また、54 年ぶりに人口が 25 万人を回復し、今後も全ての世代で増加が続く見通しです。

この大都市・港区の営みは、木材やエネルギー、食べ物や水など国内外の生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられ成り立っています。しかし、地球温暖化による気候変動、森林の消失などにより、生物多様性は世界中で急速に失われつつあります。

生物多様性を健全な状態で将来の世代に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが、暮らしの中でその大切さを理解し、保全に向けて行動しなければなりません。

区は、平成 26（2014）年に、「港区生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性に関する理解の促進や、自然や生きものと共存できるまちづくりなどに取り組んでまいりました。

このたび、戦略の短期目標期間（平成 26 年度～平成 32（2020）年度）の中間年次にあたって、区民・事業者を対象としたアンケート調査、公園や水辺空間の現地調査等をもとに事業の効果を検証し、見直しを行いました。

本戦略では、「生物多様性に関するデータの蓄積と普及・啓発の推進」や「外来種の侵入・拡散の防止」など、新たに 5 つの重点行動計画を設定したほか、年度ごとの数値目標や具体的な取組を記載しています。

区は、区民、事業者、NPO 法人、教育・研究機関など多様な主体と力を合わせ、本戦略がめざす将来像である「まちの活気と生きものが共存して、生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

見直しにあたり、ご尽力いただきました港区緑と水の委員会の委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました区民及び事業者の皆さんに、心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

目 次

第 1 章 港区生物多様性地域戦略の中間見直し	1
1 港区生物多様性地域戦略策定の背景.....	1
(1) 生物多様性とは.....	1
(2) 港区の暮らしと生物多様性.....	2
(3) 生物多様性地域戦略とは	3
2 港区生物多様性地域戦略の概要.....	4
(1) 目的.....	4
(2) 対象とする区域.....	4
(3) 目標期間.....	4
(4) 中間見直しの背景	4
(5) 港区生物多様性地域戦略の構成.....	5
(6) 位置付け.....	6
3 中間見直しの進め方.....	7
(1) 取組内容の再整理	7
(2) 達成目標の見直し	7
(3) 各主体の役割・事業内容・事業予定の見直し	7
(4) 短期計画後半に重点的に取り組む行動計画の抽出.....	7
(5) 新規事業や拡充事業の追加と具体化	8
4 港区生物多様性地域戦略の現況.....	9
(1) 取組の進捗状況.....	9
(2) 区民・事業者の意識.....	9
(3) 現地の状況.....	22
(4) 課題.....	27
第 2 章 めざす将来像と目標	28
1 戦略のめざす将来像.....	28
2 2020 年までに港区がめざす目標.....	29
3 目標ごとの行動方針	34

第3章 行動計画 38

1 行動計画一覧.....	38
2 行動計画と取組内容.....	39
(1) 目標1 生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している	40
(2) 目標2 生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている	48
(3) 目標3 自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる.....	52
(4) 目標4 地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている.....	70

第4章 推進体制と進捗管理..... 82

1 推進体制と各主体の役割.....	82
(1) 様々な主体の連携と協働による取組の推進.....	82
(2) 生物多様性みなとネットワークの運営.....	82
(3) 区の推進体制.....	82
(4) 国、都、周辺自治体、区外の人々との連携.....	82
(5) 各主体の役割.....	84
2 進捗管理.....	87

資料編

1 港区の生物多様性の概要.....	資-1
2 港区が行っている生物多様性に関連する主な取組.....	資-8
3 港区生物多様性地域戦略の見直し経過.....	資-13
4 参考になるウェブサイト.....	資-20
5 用語解説.....	資-21

索引

コラム

コラム1：生物多様性に配慮した、エコラベルを探せ	21
コラム2：外来種問題	26
コラム3：エコロジカルネットワークの将来像（2050年）	37
コラム4：野生鳥獣との接し方	44
コラム5：地域とつくる学校ビオトープ	47
コラム6：MY行動宣言	49
コラム7：SDGs（持続可能な開発目標）	51
コラム8：港区の自然と生きものを知るには？	61
コラム9：外来種勉強会	67
コラム10：区民参加型調査	69
コラム11：みなと環境アプリ	71
コラム12：生物多様性みなとフォーラム	86

第1章 港区生物多様性地域戦略の中間見直し

1 港区生物多様性地域戦略策定の背景

(1) 生物多様性とは

生物多様性とは、あらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていることをいいます。地球では、生命が誕生して以来、40億年という長い年月の間に、様々な環境に適応しながら、多くの種が生まれてきました。現在、地球上には、3,000万種を超える生きものがいるといわれています。生物多様性条約では、生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがあるとしています。



図 1-1 3つのレベルの生物多様性

私たち人類も生物多様性の一員で、他のたくさんの生きものとつながり、食べ物や水など、生物多様性から得られる恵みを受けて生きています。生物多様性の恵みは、おおむね4つに分けることができます。これらは、「生態系サービス」ともよばれます。

- ① 食べ物や燃料など私たちの暮らしを支えるもの
▶ 穀物、野菜、果物、繊維、木材、医薬品、石炭、石油



木材を活用している
エコプラザの様子

供給サービス

- ② 自然に作用し、環境を安定させる生命のいとなみ
▶ 気候・気象の安定、大気浄化、水質浄化、洪水抑制、疫病の制御



斜面を安定させている
高輪地区の斜面林

調整サービス

- ③ 豊かなところや芸術、技術の根源
▶ 精神的充足、美的な楽しみ、地域性豊かな芸能や信仰などの伝統文化、自然と共生してきた知恵と伝統



落ち葉を使った遊び
(港区緑と生きもの観察会)

文化的サービス

- ④ すべての生命の生存システム
▶ 水循環、土壌形成、栄養塩循環、光合成による酸素の生成



起伏に富んだ地形から
生まれた亀塚公園の湧水

基盤サービス

図 1-2 身近な生物多様性の恵み（生態系サービス）

（２）港区の暮らしと生物多様性

港区は、人口約 25 万人が暮らす住宅地であると同時に、23 区有数の商業地であり、観光地でもあります。また、大使館や外国人が多いなど国際都市でもあります。

地形は、台地から埋立地まで変化に富み、寺社や武家屋敷の跡地を中心に地域ゆかりの自然が残るまちです。しかしほとんどが市街地で、人々が自然と関わる機会は限られています。

港区の暮らしや仕事は、国内の農村地域や海外から供給されている食べ物、エネルギーなど、様々な物資に支えられています。私たちが快適に暮らせるのは、地球上の様々な自然や生きものたちが作り出す生物多様性の恵みがあるからです。



図 1-3 私たちの暮らしと生物多様性の恵み

一方で港区は、区内に事業所が多いことで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を大量に排出しています。二酸化炭素排出量の増加は地球温暖化を招くため、地球全体の気候に変動をもたらす、自然環境や私たちの生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

港区は、国内外の自然資源、すなわち生物多様性の恵みに依存していながらも、生物多様性の恵みを供給している地域の生態系に影響を与えています。

今、私たちの暮らしを支えてきた生物多様性が、開発などの人間の活動や温暖化、森林の消失などにより、世界中で急速に失われつつあります。未来の人々が、生物多様性の恵みを楽しみ、豊かな暮らしができるようにするためには、身近な自然はもちろん、地球上の全ての生物多様性を未来に引き継ぐ必要があります。

（３）生物多様性地域戦略とは

生物多様性基本法（平成 20 年 6 月施行）では、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています（第 13 条）。

生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）においても、「生物多様性を社会に浸透させる」ことが生物多様性施策の一つに挙げられており、地方自治体による地域戦略の策定を援助、促進するための取組を行うとしています。また、「平成 32（2020）年までにすべての都道府県が地域戦略を策定していること」を目標としています。（環境省ホームページより）

2 港区生物多様性地域戦略の概要

(1) 目的

「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」は、「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」及び「港区みどりを守る条例」に基づき、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息・生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を総合的に推進することを目的に、平成 26（2014）年 3 月に策定したものです。

(2) 対象とする区域

対象区域は、港区全域です。

(3) 目標期間

目標期間は、愛知目標※に合わせ、短期目標期間は平成 26（2014）年度～平成 32（2020）年度までの 7 年間とし、長期目標期間は、平成 26（2014）年度～平成 62（2050）年度の 37 年間とします。

表 1-1 「港区生物多様性地域戦略」と関連するスケジュール

年 度	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	～ ～	H62 2050
港区生物多様性 地域戦略	短期目標期間（前期）				見直し	短期目標期間（後期）				長期目標年
	長期目標期間									
港区基本計画					見直し					
世界・国の予定	愛知目標 国別報告						愛知目標 短期目標年			愛知目標 長期目標年

(4) 中間見直しの背景

「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」では、区民や事業者、学識経験者など、様々な方々の意見を反映して、4つの目標と、12の行動方針、21の行動計画を策定し（第3章参照 P38～）、平成 32（2020）年を短期目標年として、これまで取組を進めてきました。

※愛知目標：資料編 用語解説（資-21）参照

平成 29（2017）年度は、短期目標期間である平成 32（2020）年度までの 7 年間の中間年次にあたることから、今回、これまでの効果の検証を行い、より実効性のある計画として運用するための見直しを行いました。

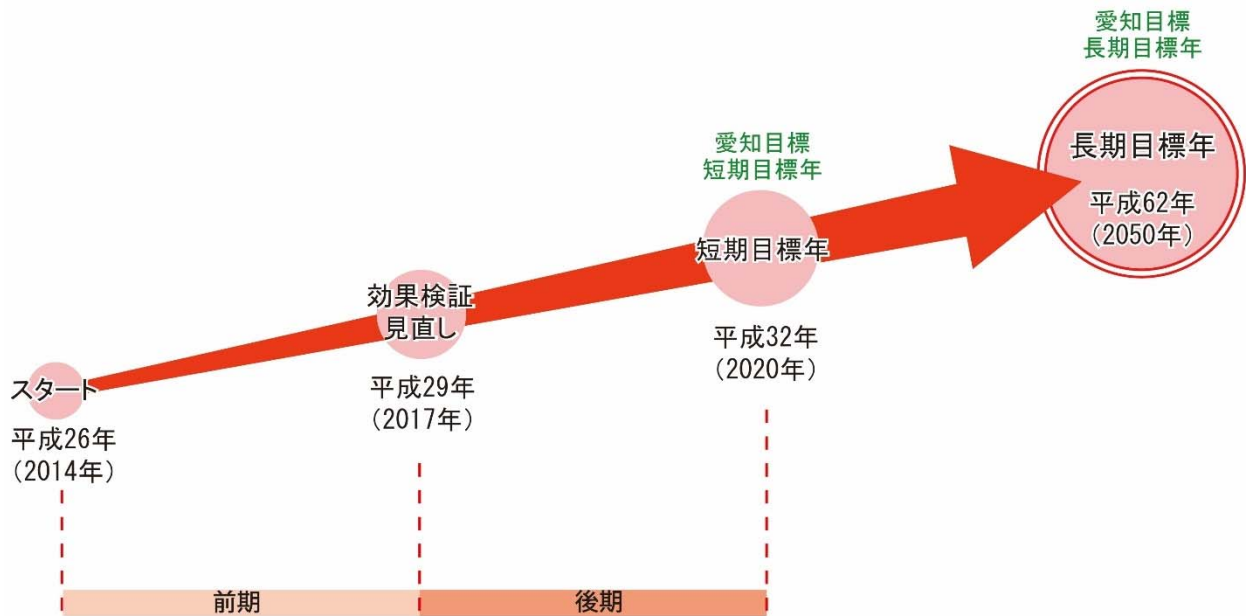


図 1-4 港区生物多様性地域戦略の目標年

なお港区では、現行の「港区基本計画」（計画期間：平成 27～32（2015～2020）年度）において、平成 29（2017）年度に後半 3 年の計画についての見直しを行いました。

「港区基本計画」では、重点課題の一つに、新たに「多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進」を掲げています。個別計画にあたる「港区生物多様性地域戦略」においても、「港区基本計画」の見直し方針を踏まえて見直しを行いました。

（５）港区生物多様性地域戦略の構成

本冊子は、行動計画の見直しに係る部分を中心に構成しています。港区の自然と生物、暮らしについては、資料編に概要を示しておりますが、より詳しく知りたい人は、平成 26（2014）年 3 月に発行した「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－」の冊子※も合わせてご覧ください。

※区ホームページで閲覧できます。

(6) 位置付け

「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」は、「港区環境基本計画」及び「港区緑と水の総合計画」のもとに位置付けられます。

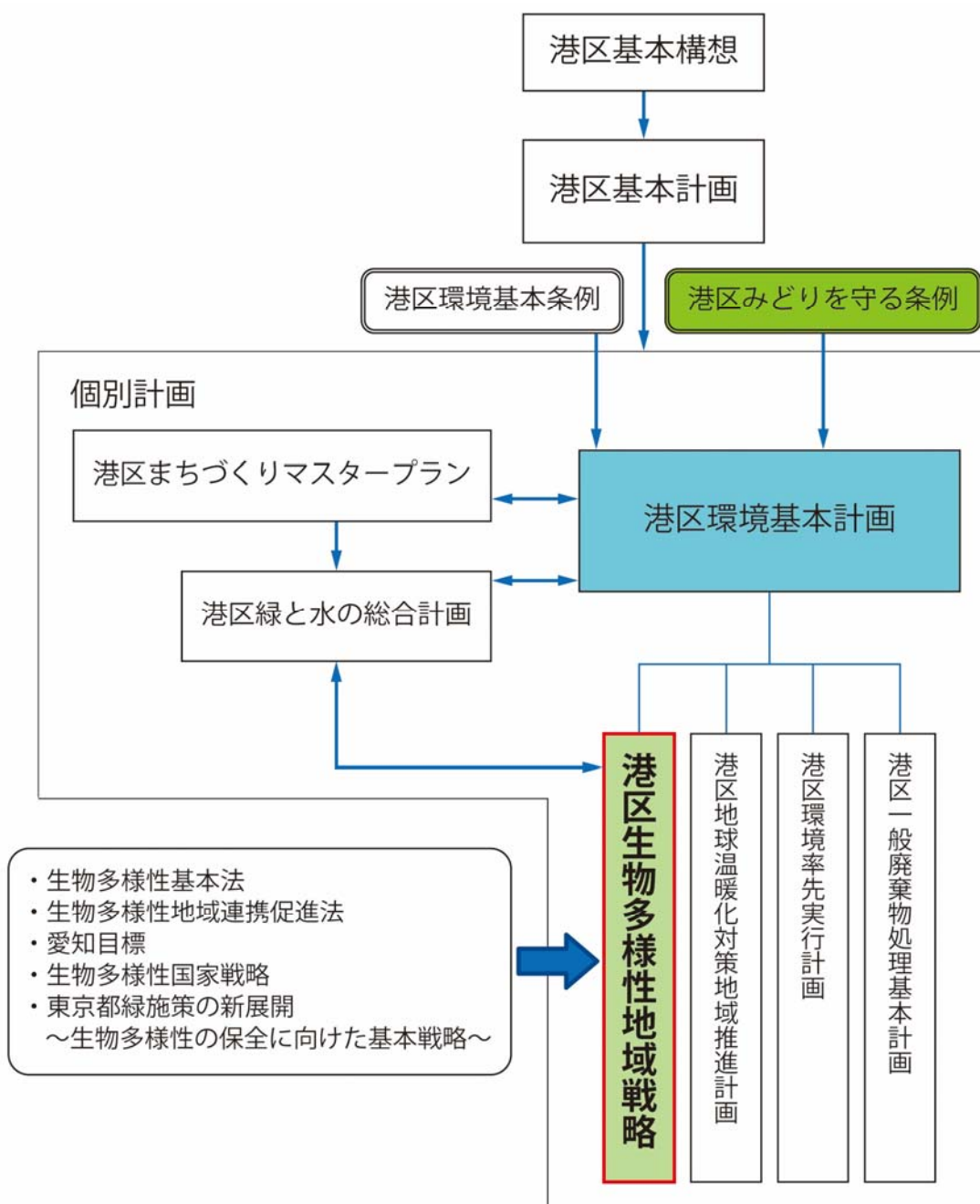


図 1-5 港区生物多様性地域戦略の位置付け

3 中間見直しの進め方

今回の見直しは、次の3点の考え方にに基づき、取組内容等の情報収集、区民・事業者を対象としたアンケート調査、公園等における現地確認で把握された進捗状況から効果の検証を行い、下記の（１）～（５）の方法で見直しを行いました。

見直しの考え方

- めざす将来像の継承
- 目標１～４、行動方針、行動計画の継承
- これまでの進捗状況を踏まえ、達成目標、各主体の役割、取組内容、事業予定について見直し

（１）取組内容の再整理

情報収集の結果から、生物多様性に関わる取組を行動計画に照らし、改めて盛り込める事業の有無を確認、整理しました。また、既に盛り込まれている事業について、情報収集、アンケート及び現地確認の結果をもとに、順調に進行しているもの、予定どおりの実現が難しいもの等、進捗状況を整理しました。その結果、進捗が思わしくない行動計画について、その課題と対応策を検討しました。

（２）達成目標の見直し

各行動計画の達成目標について、情報収集、アンケート及び現地確認によって把握した達成状況を整理するとともに、事業予定と照らし、必要な修正を行いました。また、達成度を測りにくい目標については目標値の設定等の具体化を行いました。

（３）各主体の役割・事業内容・事業予定の見直し

取組内容の再整理や見直し後の達成目標をもとに、行動計画に関連する各主体の役割や、今後の事業内容、事業予定の見直しを行いました。

（４）短期計画後半に重点的に取り組む行動計画の抽出

見直しを経た行動計画の中で、計画後期に特に重点的に取り組む必要のある行動計画を、以下の視点で抽出しました。

- ・ 戦略全体のボトルネックになり得るもの
- ・ 重点的に取り組むことで高い効果が期待できるもの

（５）新規事業や拡充事業の追加と具体化

上記で抽出した、特に重点的に取り組む必要のある行動計画について、必要に応じて新しい事業の立案・追加を検討しました。また、これまでに実施されている事業についても、高い効果が期待できるものは必要に応じて拡充を行いました。

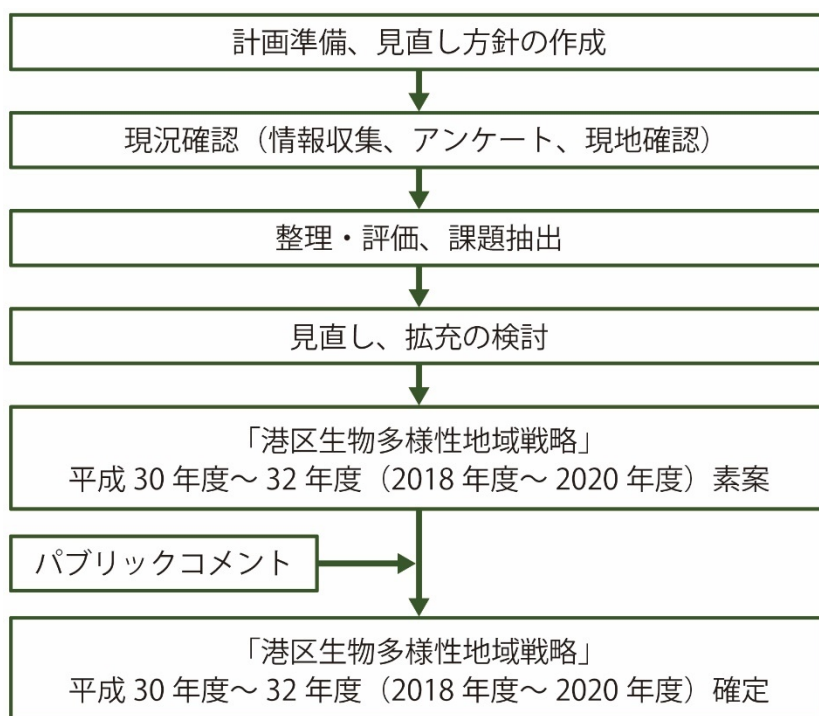


図 1-6 見直しの実施フロー

4 港区生物多様性地域戦略の現況

(1) 取組の進捗状況

今回の見直しに当たり、区の実施状況について情報収集し整理しました。

「ビオトープ管理の手引き」の作成、「生物多様性緑化ガイド」の策定・普及、「外来種勉強会」の実施といった取組について前期に前倒し又は内容を拡充して進めてきたほか、「港区緑と生きもの観察会・調査会」や「生物多様性みなとフォーラム」の開催など、多くの取組を前期に予定どおり進めてきました。一方で、「港区みどりの活動員制度」及び「生物多様性みなとネットワーク」の登録者（個人・団体）数の伸び悩みといった課題も見つかりました。

行動計画ごとの取組の進捗状況については、第3章「2 行動計画と取組内容」に整理しています。また、現在行っている取組の一部は、資料編「2 港区が行っている生物多様性に関連する主な取組」で紹介しています。

(2) 区民・事業者の意識

【アンケート調査の実施状況】

今回の見直しを行うに当たり、行動計画の取組について進捗状況を確認するために、区民と事業者、外国人を対象としたアンケート調査を行いました。実施時期は、区民と事業者が平成 29（2017）年 6～7 月、外国人が平成 29（2017）年 9～10 月です。アンケート調査の対象ごとの配布数と回収状況は、下表のとおりです。

表 1-2 アンケート配布数と回収率

種類	対象	配布数	回収数	回収率
区民	港区在住者※1	2,000	555	27.8%
	環境課事業参加者※2	20	7	35.0%
	（区民合計）	2,020	562	27.8%
事業者	大企業※3	375	69	18.4%
	みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）参加企業	54	6	11.1%
	商店街連合会	56	13	23.2%
	（事業者合計）	485	88	18.1%
外国人	区内に在住する外国人※4	602	40	6.6%

※1 住民基本台帳から無作為に抽出した、日本国籍の 18 歳以上の港区在住者を対象としました。

※2 観察会の参加者を対象としました。

※3 港区に本社を置く上場企業を大企業としました。ただし、みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）参加企業と重複する企業は除きました。

※4 MIM（Minato Information Mail；愛称「ミム」）による電子メール配信で実施しました。

【アンケート調査の結果概要】

アンケート調査の主な結果について、以下に示します※。

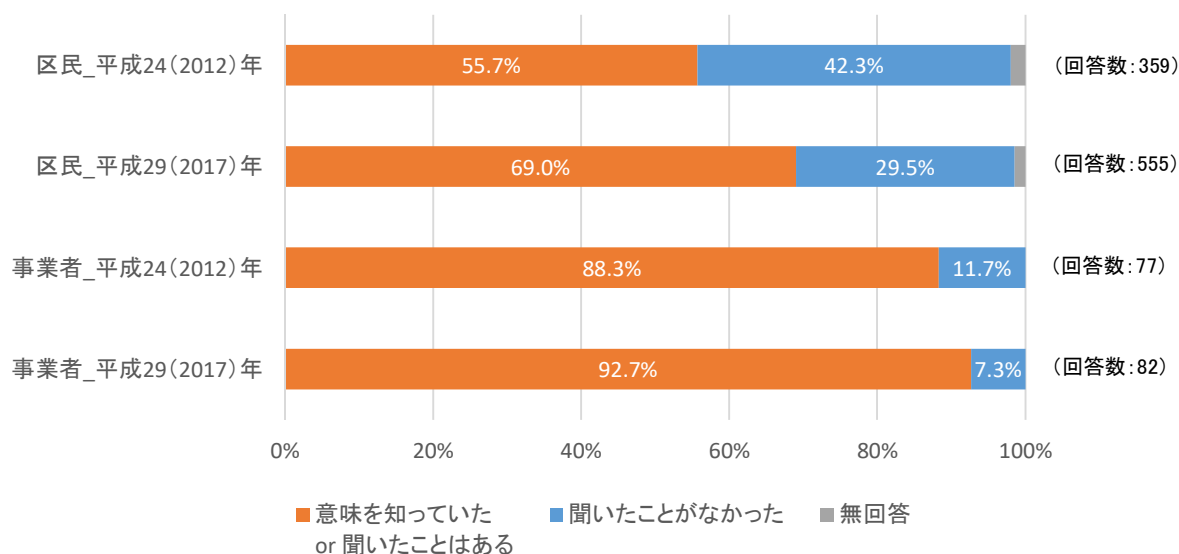
一部の項目については、計画策定時の平成 24（2012）年 10～11 月に実施したアンケート調査結果と比較しています。なお、外国人アンケートの結果は、P20 にまとめて示します。

①生物多様性という言葉の認知度

「平成 29（2017）年度までに生物多様性という言葉の認知度が区民で 8 割以上になること」を達成目標としましたが、今回のアンケート結果では、区民で約 7 割にとどまりました。ただし、6 割を下回っていた平成 24（2012）年よりも、認知度は高くなりました。事業者については、平成 24（2012）年に 8 割以上の認知度を示しておりましたが、平成 29（2017）年では、9 割を超える高い認知度を示しました。

港区在住者について属性別にみると、30-39 歳の年代及びアルバイト・パートタイムの人で、生物多様性という言葉の認知度がやや低いことがわかりました。

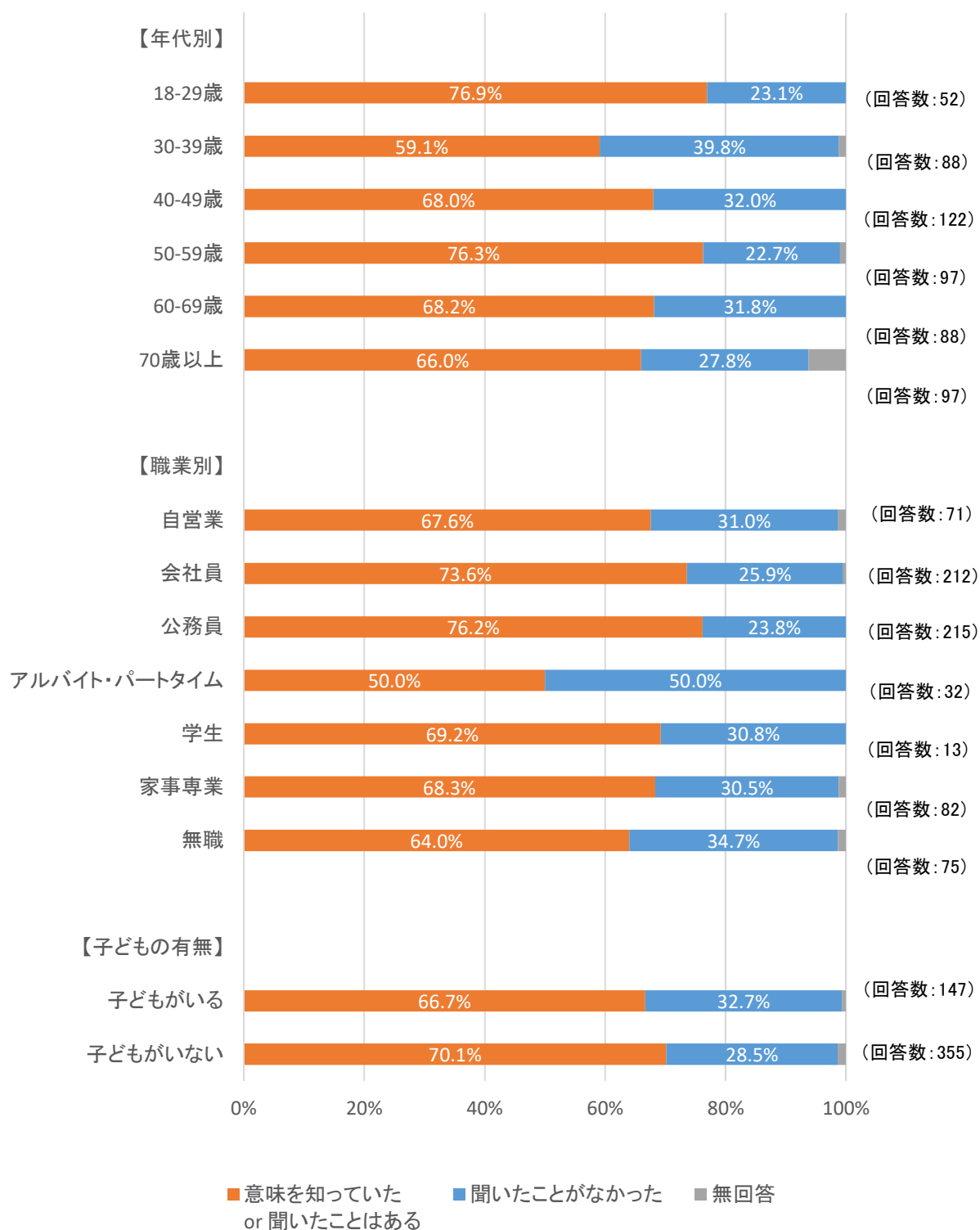
問：「生物多様性」という言葉を知っていましたか？（単数回答）



注）一般的な認知度の把握を目的とするため、もともと環境に対する意識が高いと考えられる環境課事業参加者（区民）と、みなと環境にやさしい事業者会議参加企業（事業者）は、集計から外しています。なお、平成 29（2017）年度では、回答数は少なかったものの、両者とも認知度は 100%という高い結果が得られました。

図 1-7 「生物多様性」という言葉の認知度

※ グラフ上の数値（%）について、小数第 2 位で四捨五入しているため、集計値が合わない場合があります。



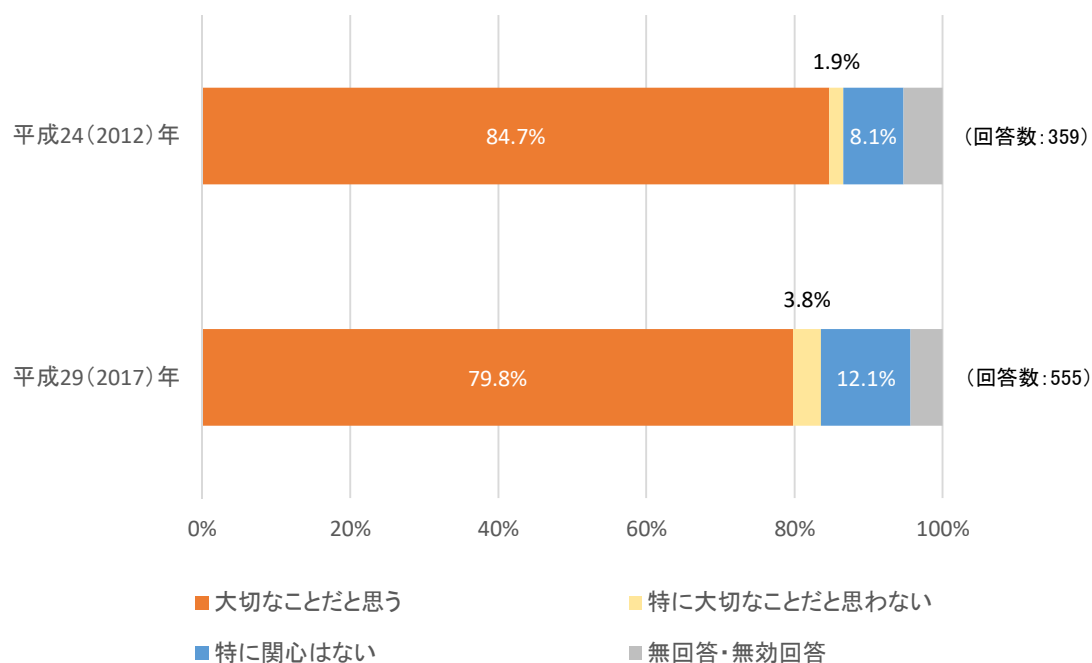
注) 環境課事業参加者は除いています。また、子どもは高校生以下を示します。

図 1-8 「生物多様性」という言葉の認知度（港区在住者：属性別）

②生物多様性を守ることにあつての意識

生物多様性を守ることにあつて、区民の意識を平成 24（2012）年と比較すると、「大切だと思ふ」と回答した区民の割合がわずかに減少し、「特に大切なことだと思わない」、又は「特に関心はない」と回答した区民の割合がわずかに増えていることがわかりました。

問：「生物多様性」を守ることにあつてどう思ひますか？（単数回答）



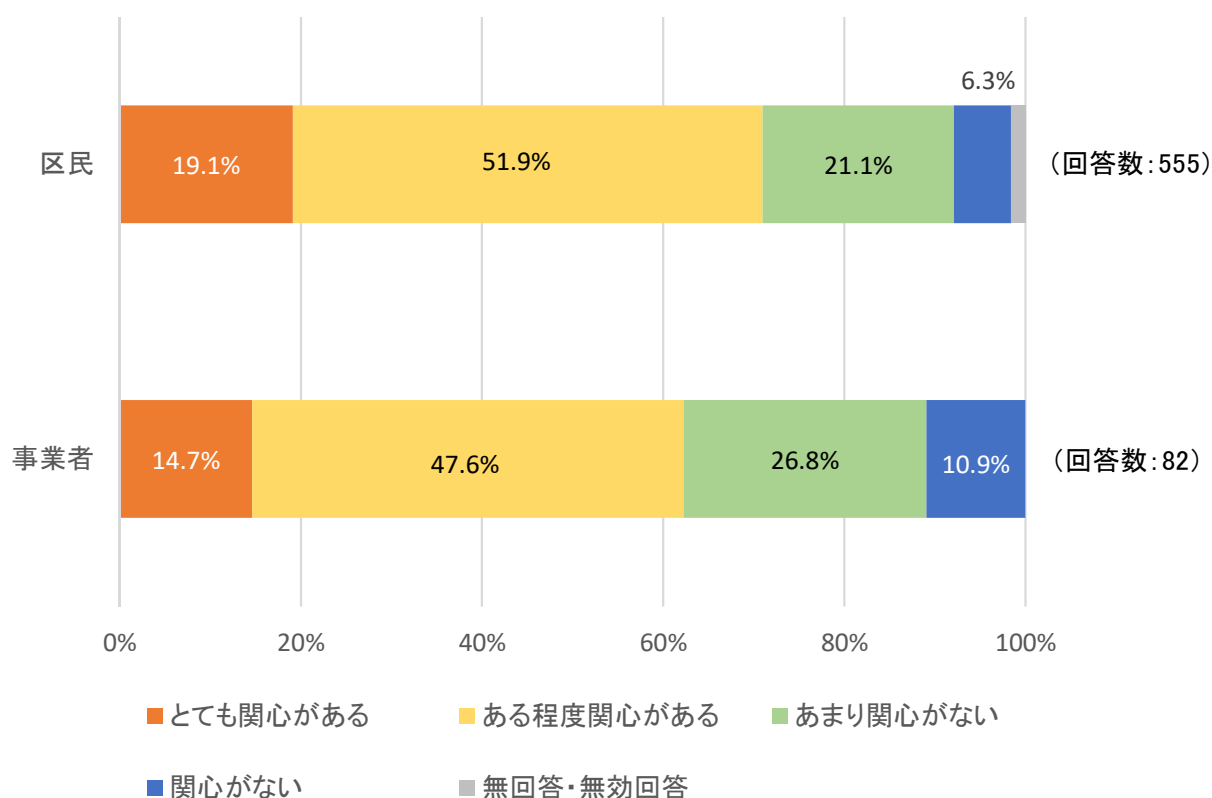
注）一般的な意識の把握を目的とするため、もともと環境に対する意識が高いと考えられる環境課事業参加者（区民）は、集計から外しています。なお、環境課事業参加者（区民）は、7人全ての回答者が、大切なことだと思ふと回答しました。

図 1-9 生物多様性を守ることにあつての意識（港区在住者）

③生物多様性保全の取組の関心度

生物多様性保全の取組の関心度について、区民（環境課事業参加者を除く）と事業者（みなと環境にやさしい事業者会議参加企業を除く）を比較すると、「とても関心がある」、又は「ある程度関心がある」と回答した人・企業の割合は、区民のほうが事業者よりも高い結果となりました。

問：港区は、平成 26（2014）年に「港区生物多様性地域戦略」を策定し、生きものと共生できるまちをめざして、区内外の生物多様性の保全に取り組んでいます。現在その中間見直しを行っています。生物多様性保全の取り組みについて、どの程度関心をお持ちですか？（単数回答）



注）一般的な関心度の把握を目的とするため、もともと環境に対する関心が高いと考えられる環境課事業参加者（区民）と、みなと環境にやさしい事業者会議参加企業（事業者）は、集計から外しています。なお、回答数は少なかったものの環境課事業参加者（回答数：7）は28.6%、みなと環境にやさしい事業者会議参加企業（回答数：6）は83.3%が、とても関心があると回答しました。

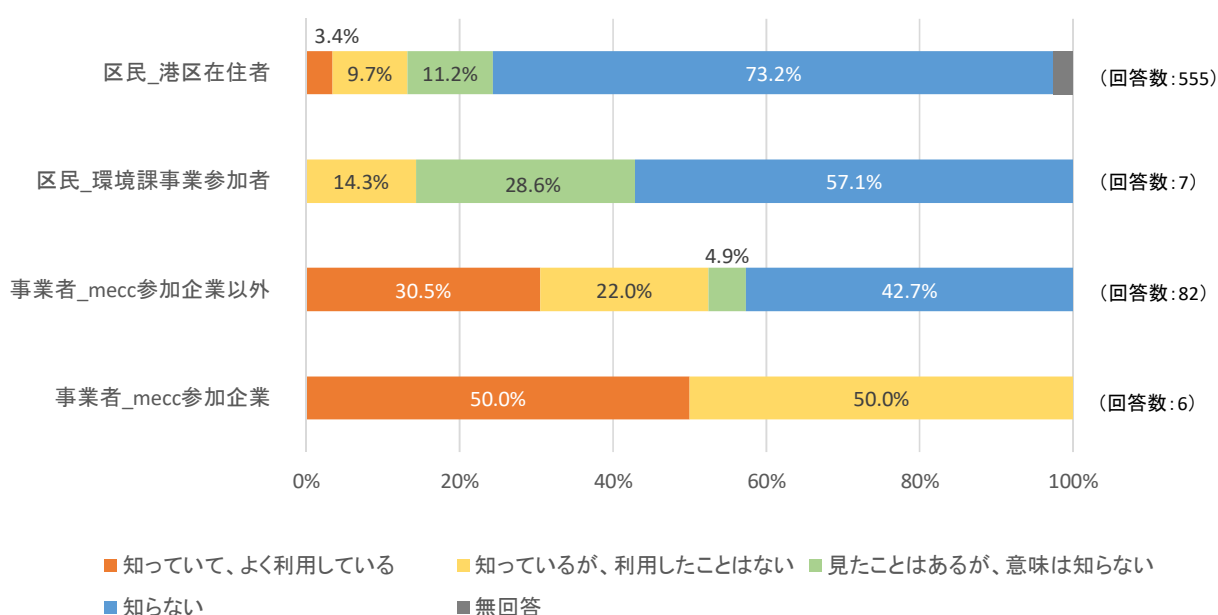
図 1-10 生物多様性の取組の関心度

④認証制度の認知度

「平成 29（2017）年度までに FSC 認証、MSC 認証※などの認証制度の認知度が 7 割以上になること」を達成目標としていましたが、「見たことはある」までを認知度とすると、環境課事業参加者を除く区民では 24.3%にとどまりました。また、みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）参加企業を除く事業者では、57.4%にとどまりました。

港区在住者について属性別にみると、30-39 歳の年代では、他の年代と比べて認知度が低いことがわかりました。また、アルバイト・パートタイムと無職の人は、「知っていて、よく利用している」と回答した人はいませんでした。

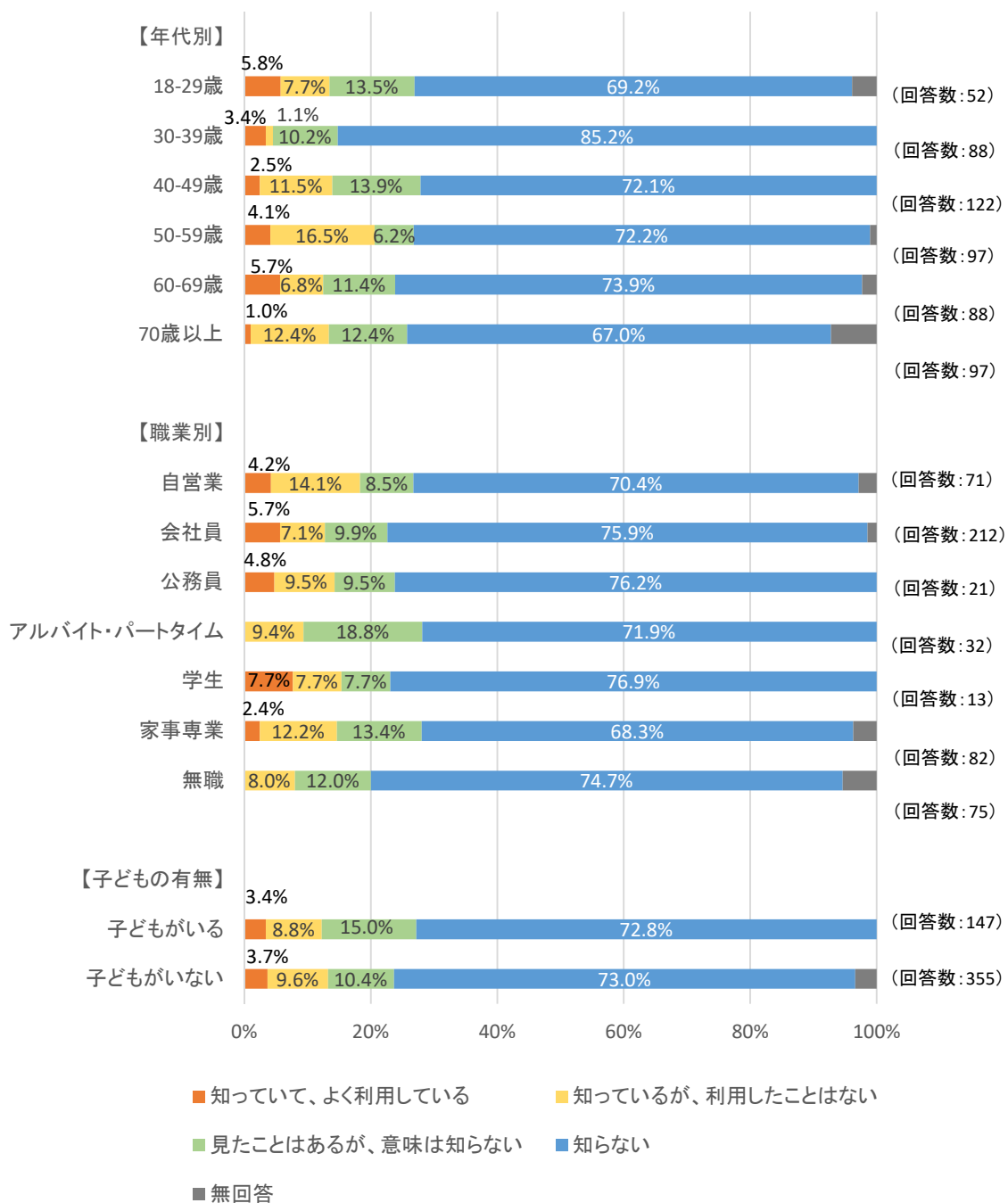
問：以下のラベルに代表されるような生物多様性に配慮した「認証制度」を 1 つでも知っていて、利用していますか？（単数回答）



注）環境に対する意識が高いと考えられる環境課事業参加者（区民）とみなと環境にやさしい事業者会議（mecc）参加企業（事業者）は、分けて集計しました。

図 1-11 認証制度の認知度

※ FSC 認証、MSC 認証：資料編 用語解説（資-22）及びコラム（P21）参照。



注) 環境課事業参加者は除いています。また、子どもは高校生以下を示します。

図 1-12 認証制度の認知度（港区在住者：属性別）

⑤外来種問題の理解度（区民）

「平成 32（2020）年までに、9 割以上の区民が外来種問題について正しい知識を持っていること」を達成目標としていますが、平成 29（2017）年のアンケートで「知っていた」と回答した区民（環境課事業参加者を除く）の割合は 57.5%にとどまっています。ただし、52.1%であった平成 24（2012）年のアンケート結果よりは、わずかに高くなりました。

港区在住者について属性別にみると、40-49 歳の年代で、理解度がやや低いことがわかりました。

■外来種とは

人の手によってほかの国や地域から持ち込まれた生きものを外来種といいます。中には、その地域にもともといた生きものに害をおよぼすものもあり、問題となることがあります。



カダヤシ

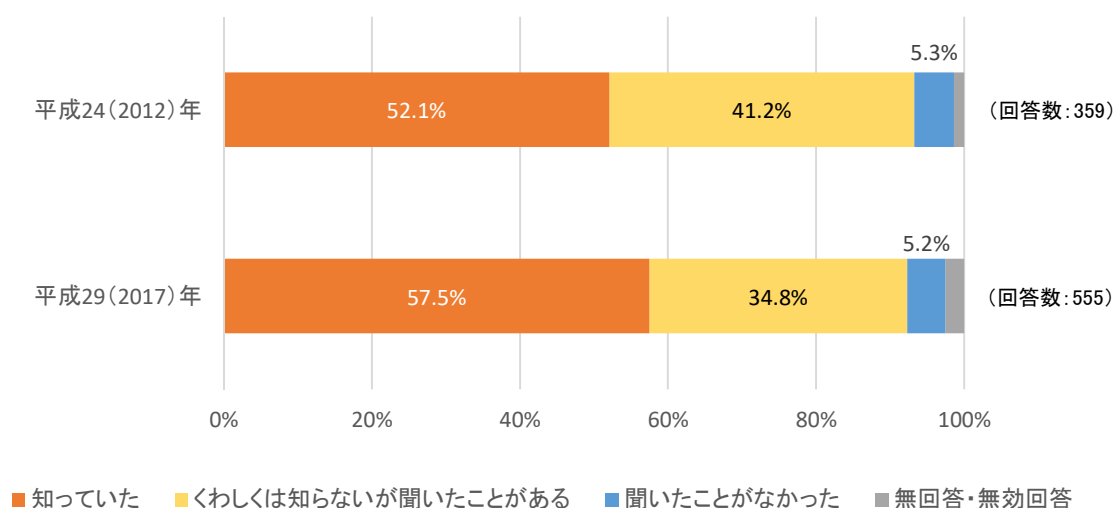


アメリカザリガニ



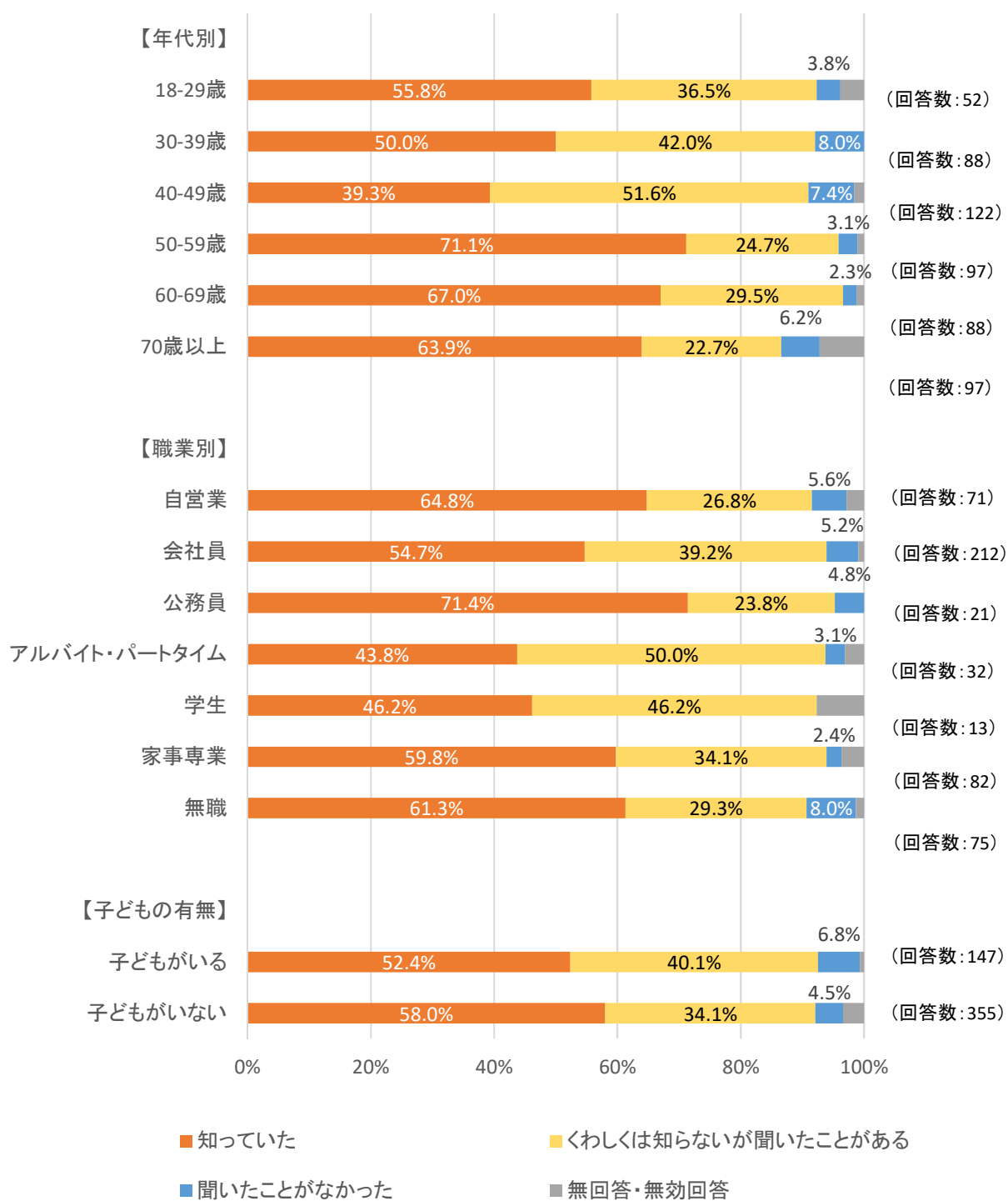
アカミミガメ
(ミドリガメ)

問：上記のような外来種問題を知っていましたか？（単数回答）



注）環境に対する意識の高いと考えられる環境課事業参加者は、集計から外しました。なお、平成 29（2017）年度における環境課事業参加者では、回答数は少なかつたものの「知っていた」が 85.7%、「くわしくは知らないが聞いたことがある」が 14.3%という高い結果が得られました。

図 1-13 外来種問題の理解度



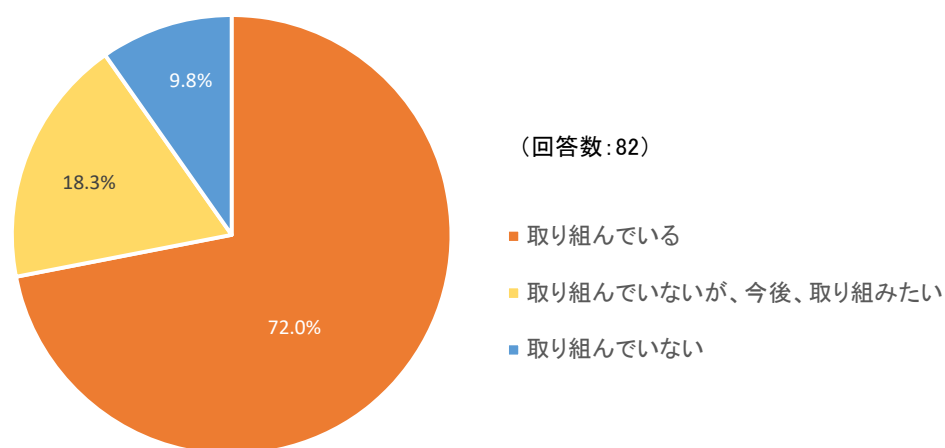
注) 環境課事業参加者は除いています。また、子どもは高校生以下を示します。

図 1-14 外来種問題の理解度 (港区在住者：属性別)

⑥生物多様性に関する取組（事業者）

「平成 32（2020）年度までに、生物多様性に関する取組を行っている事業者が 9 割以上になること」を達成目標としています。今回のアンケートでは、72.0%の事業者が、生物多様性に関する取組を行っていると回答しました。

問：貴事業所が、生物多様性を保全するために取り組んでいる、又は今後取り組みたい内容全てに○をつけてください。（取組内容をいくつか示した上での複数回答）



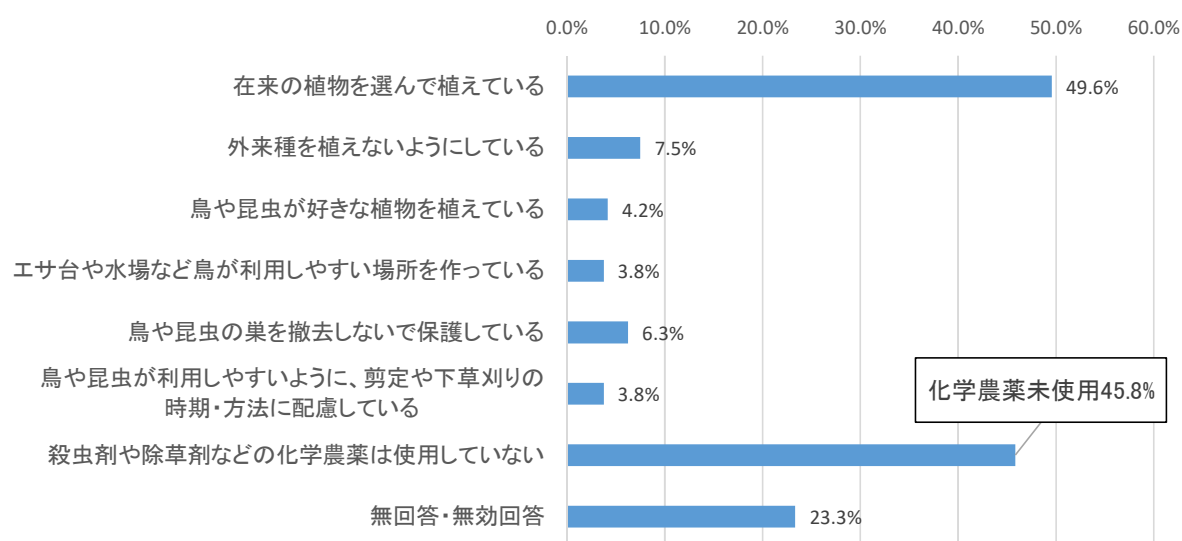
注) 一般的な意識の把握を目的とするため、みなと環境にやさしい事業者会議参加企業は、集計から外しました。
なお、みなと環境にやさしい事業者会議参加企業は、回答数は少ないものの全ての企業が取り組んでいるという結果が得られました。

図 1-15 生物多様性に関する取組（事業者）

⑦植栽・緑化の取組と化学農薬の使用状況

「平成 27～29（2015～2017）年度の 3 年間で、公園や緑地に生きものが好む植物を植栽し、化学農薬を使わない適切な管理を継続すること」を達成目標としましたが、植栽を行っている区民・事業者のうち化学農薬を使用していないという回答は、区民で 45.8%、事業者で 22.7%にとどまりました。

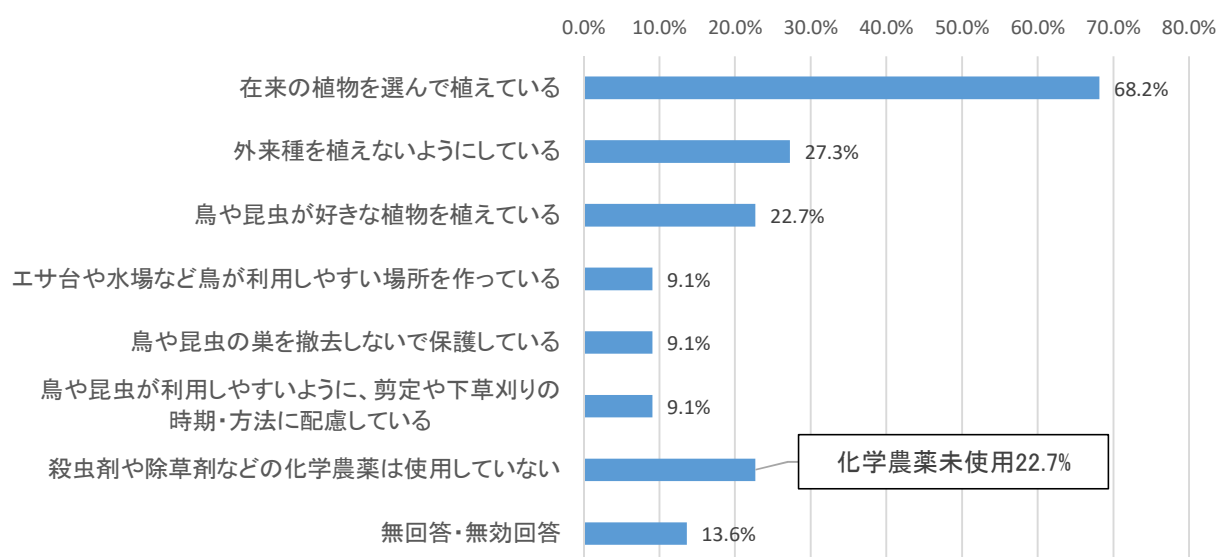
問：以下のうちあてはまるもの全てに○をつけて下さい。（庭やベランダ、壁面緑化など、草木の植栽をしていると回答した区民（240 名；42.7%）を対象に複数回答）



注）環境に対する意識が高いと考えられる環境課事業参加者を含めて集計しています。

図 1-16 植栽を行っている区民における植栽の管理状況

問：以下のうちあてはまるもの全てに○をつけて下さい。（緑化に取り組んでいると回答した企業（22 社；25.0%）を対象に複数回答）



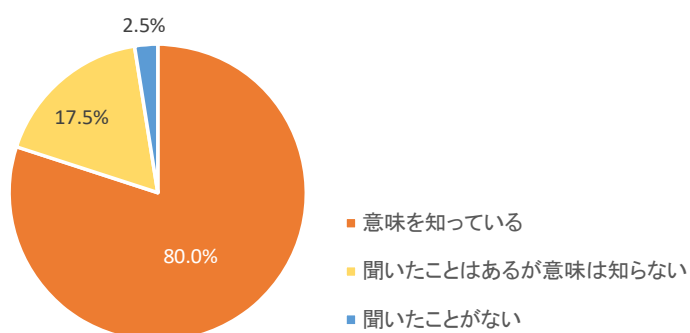
注）環境に対する意識が高いと考えられるみなと環境にやさしい事業者会議（mecc）参加企業を含めて集計しています。

図 1-17 緑化の取組を行っている企業における緑地の管理状況

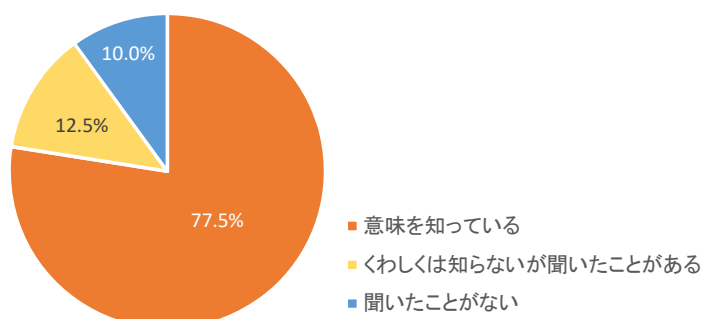
⑧外国人アンケートの結果

「生物多様性」という言葉について、97.5%の人が意味を知っている、又は聞いたことがあると回答し、「外来種の問題」について、77.5%の人が意味を知っていると回答しました。いずれも、日本人と比べて認知度が高いことがわかりました。また、庭やベランダなどで草木の植栽をしている人（40人中26人；全体の65%）のうち、84.6%にあたる22人が化学農薬を使用していないと回答しました。化学農薬の未使用率も、区民（港区在住者）や事業者と比べて高いことがわかりました。

問：あなたは「生物多様性」という言葉を知っていますか？



問：あなたは動植物の外来種の問題を知っていますか？



問：あなたは庭やベランダなどで、草木の植栽（ガーデニング）をする時、化学農薬を使用していますか？

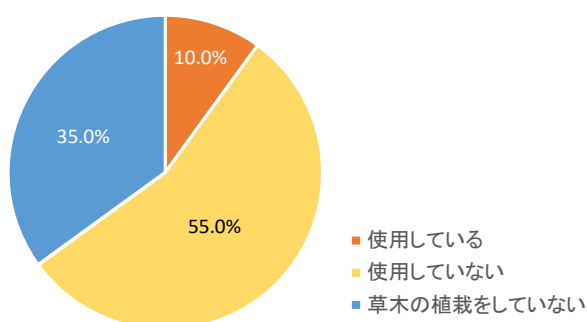


図 1-18 外国人アンケートの結果（回答数はいずれも 40 人）

生物多様性に配慮した、エコラベルを探せ！

私たちが毎日口にする食べ物や生活に欠かせない水はもちろん、衣類や家具など、暮らしを支える商品の多くは生物多様性の恵みで、今では世界中から集まってきます。しかし、紙や木材の生産のために伐採された熱帯雨林が再生されないなど、生産や流通の過程で生物多様性を大きく損なうことがあり、問題となっています。どうしたら、生産や流通の現場での生物多様性の危機を避けることができるでしょうか？

その一助となるのがエコラベルです。原料の調達や、生産、流通の過程で生物多様性に配慮した商品につけられています。エコラベルは世界中で実に様々なものがあり、環境省の「環境ラベル等データベース※」にも多数紹介されています。みなさんが買い物をするいつものお店で、ぜひ商品のパッケージやラベルをよく見て、エコラベル商品を探してみてください。何種類のエコラベルがあるのでしょうか？どのお店にエコラベル商品が多いのでしょうか？

エコラベル商品を選ぶことは、生物多様性を保全することにほかなりません。私たち一人ひとりが、生産や流通の現場に注意を払い、生物多様性に配慮されたエコラベル商品を選ぶことで、生物多様性に配慮することが当たり前の社会になっていく大きな力となるのです。



MSC 認証「海のエコラベル」

海洋の自然環境や水産資源に配慮して獲られた水産物に与えられます。

(写真：たらこ)



レインフォレスト・アライアンス認証

野生生物の保護、土壌と水源の保全、労働者の家族や地域社会の保護などの基準を満たした農園で栽培されたことを示します。

(写真：バナナ)



FSC® 認証

適切な森林管理が行われていること、森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを示します。

(写真：飲料用紙パック)



エコリーフ環境ラベル

資源採取から製造、流通、使用、廃棄・リサイクル等、生産活動の全工程において、環境負荷の情報を消費者に公開していることを示します。

(写真：飲料用スチール缶)

※環境ラベル等データベース：資料編 参考になるウェブサイト（資-20）参照

(3) 現地の状況

【現地確認の実施状況】

今回の見直しを行うに当たり、行動計画の取組について進捗状況を確認するために、現地確認（現地調査及びヒアリング）を行いました。実施時期は、平成 29（2017）年 6～7 月とし、対象は、区内でビオトープ※や池、その他の代表的な環境がみられる緑地として、下表に示す公園・施設等としました。

表 1-3 現地確認の実施対象

実施項目	地区	実施対象（公園・施設・管理者等）
現地調査	芝	区立芝公園
		エコプラザ
	麻布	有栖川宮記念公園
		元麻布三丁目緑地
	赤坂	—
	高輪	亀塚公園
		高松くすのき公園
		高輪公園
		高輪森の公園
		白金台どんぐり児童遊園
	芝浦港南	芝浦公園
		芝浦中央公園
		港南緑水公園
		杜の公園
		東京湾（台場）
	その他	古川
ヒアリング	芝	芝地区公園等指定管理者
		エコプラザ指定管理者
	麻布	麻布地区公園等指定管理者
		麻布地区総合支所 土木係
	赤坂	赤坂地区公園等指定管理者
	高輪	高輪地区公園等指定管理者
	芝浦港南	芝浦港南地区公園等指定管理者
		芝浦港南地区総合支所 台場担当
	その他	（古川）麻布地区総合支所 土木係

※ ビオトープ：都市での自然を保全・再生することを目的として設置した生きもののすみか。

【現地確認の結果概要】

①自然と気軽にふれあえる場所の整備

- ・現地確認を行った多くの緑地では、虫や野鳥が好む草木がそれらに利用されやすい形で植栽されていました。
- ・花壇や枯損木の植え替えに際し、虫や野鳥が採餌に利用する種等、より生物多様性に配慮した種を選定するかどうかについて、管理者によって意識の差がありました。
- ・管理者に対し、生物多様性に配慮した植栽種の選定について方向性（適用場面や考え方、候補種の提示）を示すことが必要です。

②公園・緑地など身近なみどりを活かした、生きもののすめる環境の整備

- ・公園整備前から生育していたものを利用していると思われる高木や、古くから広く流通している在来種の植栽種等を中心に、多くの公園で在来種が見られました。
- ・在来種の植栽種としての選定について、管理者によって意識の差がありました。
- ・化学農薬（除草剤又は殺虫剤）を使用した形跡は認められませんでした。
- ・化学農薬については、区の方針に従い原則として使用されていませんが、人に害を及ぼす毛虫の発生時などには、必要に応じて局所的に実施できるような柔軟な対応の要望がありました。

③生物多様性を高める自然環境の保全・再生（重点箇所の候補地の状況）

- ・樹林のある高輪森の公園では、樹林内を回遊する園路が整備され、利用者が樹林に親しみやすくなった一方で、接道部から日差しや風が入り、林床が乾燥しやすい状態になっていました。また、斜面下部は表土の移動が多く裸地の部分がありました。管理者は樹林に親しめるイベント等を運営するなど、利用促進に意欲的でした。
- ・草地のある亀塚公園には、在来種のカントウタンポポがまとまって生育するエリアがあり、踏み荒らされないように、通常は利用者の立入が制限されていました。管理者としては、カントウタンポポの個体群の保全を図りつつ、今後は利用者への開放も行いたいと意欲的でした。
- ・港南緑水公園には自然観察池と称した池と、小規模ながらも樹林を模した築山からなるビオトープが整備されていました。水辺には植物が多く生育し、生きものの生育・生息に配慮した環境が創出されていました。

- ・古川は、コンクリートによる護岸が施されており、ほとんどが高速道路下にあって日当たりが悪いため、生きものが棲みにくい環境となっていました。ただし、河口近くには小規模ながら干潟が見られたほか、将監橋上流付近には水際に矢板で区切った浅瀬がありました。また、天現寺付近では高速道路による日照障害のない区域が断続的に現れ、水鳥や魚などが確認されました。
- ・東京湾（台場地区）では、海苔づくりや干潟の環境学習、海水浴といった、お台場ふるさとの海づくり事業が実施されています。また、アマモ場の整備やクラムマット※を用いたアサリによる水質浄化の環境学習など、お台場の海域の生物多様性に貢献する活動が盛んに行われています。
- ・重点箇所としての生物多様性を存続させるためには、状況を監視しながら管理方針を検討していく PDCA サイクルの細やかな運用が望まれるほか、利用と保全のバランスについても明確な方針を設定する必要があります。



高輪森の公園の樹林



港南緑水公園の池



亀塚公園 カントウタンポポ保護区



白金台どんぐり児童遊園の草地



古川（天現寺付近）



お台場の海

※ クラムマット：アサリ稚貝の着生に適したセラミック製の小石を封入した袋網

④ビオトープの創出と適正な維持管理の推進

- ・下表に示す 10 か所のビオトープを確認した結果、いずれの箇所においても、面積は限られているものの安全性と快適性に問題が生じない程度に、緩やかな植生管理がされていました。水辺ビオトープでは、水際に大型草本が茂り、エコトーン（下記参照）が縮小しているなど、整備時に想定した目標に至っていないと思われる状況が多く見られました。
- ・各ビオトープについてその目標像や管理方針を確立する必要があります。

表 1-4 現地確認を実施したビオトープ

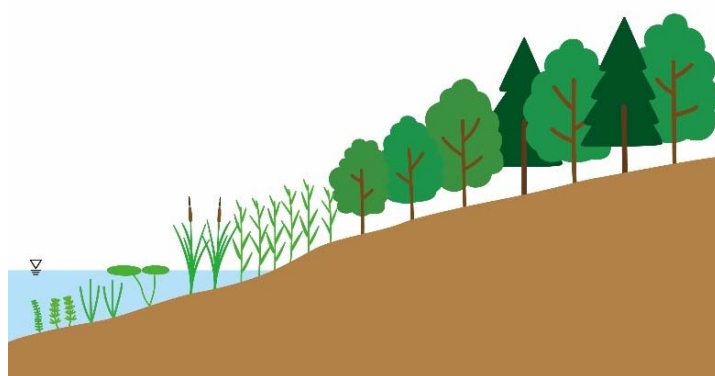
地区	公園・施設等	ビオトープ区分
芝	区立芝公園	樹林
麻布	元麻布三丁目緑地	水辺
高輪	亀塚公園	草地
	高松くすのき公園	樹林
	白金台どんぐり児童遊園	樹林～草地
芝浦港南	芝浦公園	水田
	芝浦中央公園	水辺
	港南緑水公園	樹林、水辺
	杜の公園	水辺
その他	エコプラザ	水辺

memo

エコトーンとは

移行帯ともいいます。陸域と水域、森林と草原など、異なる環境が連続的に推移する場所のことを指します。多様な環境が形成されるため、様々な生きものが見られます。

(右：イメージ図)



⑤外来種の侵入・拡散防止

- ・カダヤシやブルーギル、アカミミガメ、アメリカザリガニなどが各地の池で確認されました。また、古川では、古川橋より上流でアカミミガメが散見されました。
- ・「平成 27（2015）年度までに、区立公園などの池に外来種を放出しないよう啓発する看板を立てること」を達成目標としましたが、芝浦中央公園の湿性花園で生物放逐禁止の看板が立てられていた以外に、外来生物に関する注意喚起の看板は確認できませんでした。
- ・外来種の侵入と拡散を防止するには、管理者及び利用者への啓発を進める必要があります。

外来種問題

港区は都心でありながら、たくさんの生きものが生息・生育していますが、もともと港区にはいなかった「外来種」が増えているという問題も抱えています。2008年に実施した港区生物現況調査では、植物を中心に実に200種以上の外来種が確認されました。これらは、ペットや園芸、食用に持ち込まれて野生化したり、貨物船の積荷やバラスト水※とともに海外からやって来たものです。



ペットとして持ち込まれた
ワカケホンセイインコ



食用として持ち込まれた
ウシガエル



貨物船によって運ばれてきた
ホンビノスガイ

港区に生息・生育する外来種の例

もともと港区にいなかった生物が侵入すると、もともといた動植物（在来種）の生育を様々な形で脅かし、生態系のバランスを崩してしまうことがあります。

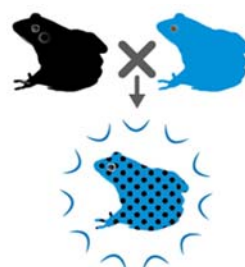
【捕食】
在来種を食べる



【競合】
在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする



【遺伝的攪乱】
近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



外来種が生態系に及ぼす影響
環境省ウェブサイト「日本の外来種対策」より

私たちの周りにたくさん生息・生育している外来種は、いずれも私たち人間の活動が原因でやって来てしまった生きものです。私たちが注意することで、外来種による被害を防ぐことができます。環境省では、以下の3点を外来種被害予防三原則として掲げています。

- 入れない：外国や他の地域からの動植物をむやみに持ち込まない
- 捨てない：ペットとして飼っている外来種を野外に捨てない
- 拡げない：野外にいる外来種を他の地域に拡げない

※バラスト水：資料編 用語解説（資-24）参照。

(4) 課題

今回、現況確認で明らかになった現状と課題について、以下に整理します。

「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」平成 30～32（2018～2020）年度では、特にこれらのものについて重点的に見直しを行いました。

〈 明らかになった現状と課題 〉

- ◇ 生物多様性の言葉の認知度が、区民で約 7 割にとどまっている。
→ 認知度を上げるための効果的な普及・啓発
- ◇ FSC 認証、MSC 認証などの認証制度の認知度が低い。
→ 認知度を上げるための効果的な普及・啓発
- ◇ 外来種問題に関する理解度が伸び悩んでいる。外来種啓発看板の設置が遅れている。
→ 理解度を上げるための効果的な普及・啓発と、啓発事業の更なる推進
- ◇ 「港区みどりの活動員制度」及び「生物多様性みなとネットワーク」登録者（個人・団体）数が伸び悩んでいる。
→ 参加を促すための仕組みづくり
- ◇ 緑地の管理について、一部の区民・事業者で化学農薬が使用されている。
→ 緑地の正しい管理方針の提示
- ◇ ビオトープについて、維持管理方針にばらつきがあるため、協働による適切な維持管理を行うモデル事業の設定が遅れている。
→ ビオトープの正しい管理方針の提示

第2章 めざす将来像と目標

1 戦略のめざす将来像

港区の豊かな暮らしと都市としての発展は、区内にとどまらず、周辺地域、日本全国、さらには世界中からの多くの資源・エネルギーに依存しており、その多くが生物多様性の恵みによるものです。

この意味で、世界中で進行している生物多様性の危機は、私たちの暮らし、都市としての発展に大きな影響を与えるものなのです。

このような状況を港区に住み、働き、学ぶ人全てが理解した上で、一人ひとりの行動につなげ、生物多様性を健全な状態で将来の世代に引き継ぐことが、私たちの豊かな生活、豊かな環境につながります。

以上のことから、「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」では「めざす将来像」を次のように設定しました。短期計画後半においてもこれを継承します。

戦略のめざす 2050 年の港区の将来像

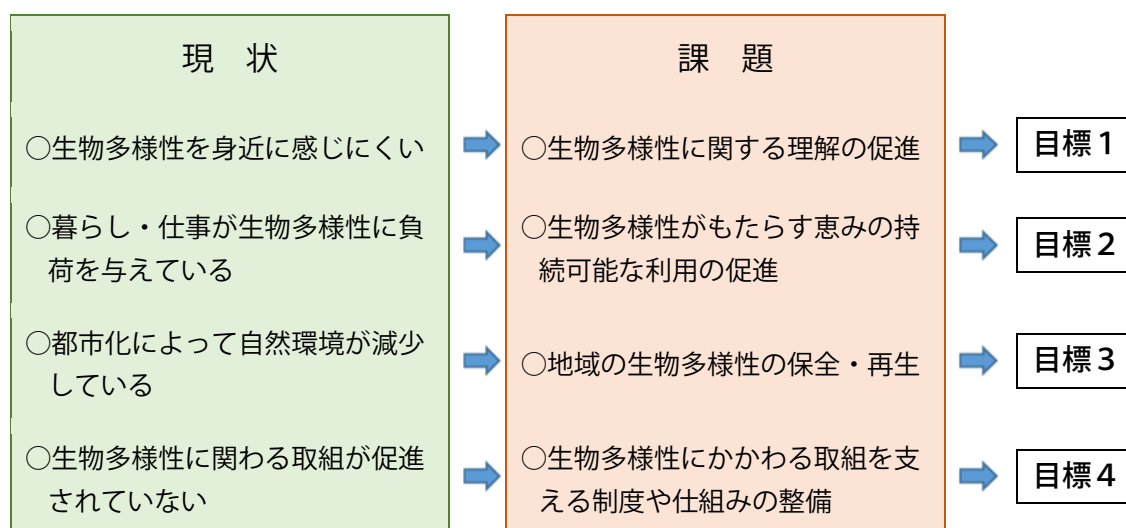
まちの活気と生きものが共存して、
生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと

2050 年の港区は、生きものが暮らす自然があり、まちも活気に満ちています。

人々が身近に自然と親しみ、その恵みを感じられるまちには、自然に感謝する豊かな心が育まれ、笑顔あふれる日常があります。港区は、生物多様性を保全し、その恵みの持続可能な利用に取り組み、自然と共存する活力あるまち「みなと」をめざします。

2 2020年までに港区がめざす目標

港区の生物多様性や暮らしを踏まえて、平成26（2014）年3月に策定した「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」では、現状と課題として次のものをあげ、4つの目標を設定しました。短期計画後半においても、これらを継承します。



目標1：生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している
目標2：生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている
目標3：自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる
目標4：地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

次ページ以降で、それぞれの目標について、本戦略の短期目標年である2020年における達成イメージを示します。

目標１：生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している

将来にわたり生物多様性の恵みを受けるためには、一人ひとりが暮らしや仕事の中でその大切さを理解し、生物多様性を意識した行動をする必要があります。しかし、現在、生物多様性という概念とその大切さは、十分に社会に浸透していません。

生物多様性に関する基礎データの収集・公表に努め、生物多様性の現状を正しく伝え、その大切さをあらゆる人が理解できるよう、将来にわたり伝えていきます。

2020 年の 達成イメージ

生物多様性の大切さを、誰もが
よく理解しています。



学校や園庭には、様々な生きものが訪れ、子どもたちが遊んだり、学ぶ場となっています。



公園や民間の緑地などでは、自然体験の場が増え、日常生活の中で自然に親しんでいます。

目標2：生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている

私たちの暮らしや経済活動は、日本や世界各地でつくられた食べ物や資源といった生物多様性の恵みによって支えられています。しかし、私たちは、資源の過剰な利用、エネルギーの消費と二酸化炭素の大量排出などを通じて、生物多様性に大きな影響を及ぼしています。

自然を守り、生物多様性の恵みを持続して受けることができるような暮らしや仕事を営んでいきます。

2020年の 達成イメージ

商店には、認証商品など、生物多様性に配慮された商品が並び、消費者はそれを選びやすくなっています。



自然エネルギーを活用した、環境にやさしい暮らしや仕事をしています。



地域ぐるみで資源リサイクルに取り組んでいて、堆肥づくりや不用品などのリユースが行われています。



区民、事業者、区が情報を共有し、港区版サプライチェーン※の仕組みがつけられ、生物多様性の保全に役立っています。

※サプライチェーン：ある製品が、原料の段階から消費者に至るまでの全過程のつながり

目標3：自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる

港区には、江戸時代から今につながる地域ゆかりの自然があり、絶滅危惧種も多く確認されています。貴重な郷土の自然を未来に伝えるために、地域ぐるみで自然を守り、その質の向上を図ります。

また、生物多様性の恵みを持続可能な方法で利用し、活力ある経済活動と都市の健全な再生を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

2020 年の 達成イメージ

公園やオフィスビルには郷土の草木が育ち、
様々な生きものが暮らしています。
古川や運河、東京湾岸でも生きものの保全・
再生活動が進められています。



地域ゆかりの土地や古くからある樹木、カントウタンポポなどの貴重な動植物が、地域の人や事業者によって、守られています。



外来種について正しい知識が浸透しています。

目標4：地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

生物多様性に育まれた観光スポットや特産品などをつくり、まちの魅力を高め、生物多様性の恵みをいつも感じられるまちをめざします。生物多様性は、あらゆる人の活動と関わりをもち、区民、事業者、教育・研究機関、NPO、行政は、生物多様性に配慮するために果たす役割がそれぞれ違います。活動を進めるためには、みんなで力を合わせる必要があります。

人々がつながり、互いに手を携えて、生物多様性に配慮した活動の輪を拡げていくことをめざします。

2020 年の 達成イメージ

区民や区内で働く人々が協力して、公園や緑地の草刈りや剪定をしたり、生きもの調査や季節の自然を紹介する活動をしています。



生物多様性に関するイベント情報や、事業者やボランティアの活動など、港区の生物多様性に関する情報を入手しやすくなっています。



近郊の里山や水源地域に行って、米づくりや森林管理の手伝いをするなど活発な地域交流があります。

3 目標ごとの行動方針

「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」では、2020年の港区の目標を達成するため、次のような行動方針を掲げました。これは、区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、ボランティア団体、区など、様々な人々とともに取組を進めていくための方針です。短期計画後半においてもこれを継承します。

目標1 生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している

行動方針（1）生物多様性について知ろう・伝えよう

私たちの暮らし・仕事が生物多様性の恵みに支えられていることは、多くの人々によく理解されていません。

港区の生物多様性に関する基礎データを収集し、様々な人々に、生物多様性の現状とその大切さを伝えていきます。

行動方針（2）自然とのふれあいを増やそう

自然と関わりを持つことは、子どもの健全な成長にとって重要であることが分かっています。しかし、今の港区では、気軽に親しめる自然が身近なところに少なく、日常生活の中で自然とのつながりが薄れています。

自然とふれあい、暮らしと生物多様性とのつながりを学ぶ機会を増やします。

行動方針（3）生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう

生物多様性の大切さを理解し、主体的に行動できる人を育てていく必要があります。特に、小さな子どもは、遊びや体験学習の中で自然との関わりを持つことで、自然を理解し、親しみが育まれます。

保育や教育の現場で、生物多様性を学び、自然と関わるができる場を増やします。

目標2 生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている

行動方針（1）暮らしから変えていこう

私たちの暮らしは、あらゆる部分で生物多様性とのつながりがあります。既に進められている省エネルギー対策、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組むほか、生物多様性に配慮された商品を購入するなど、暮らしの中で意識的に行動を変えていく必要があります。

そうした暮らし方を促進します。

行動方針（2）生物多様性に配慮して働こう

事業活動の中で生物多様性に配慮することは、事業者の社会的な責任においても重要です。

区は、情報提供、表彰制度などの支援を通じて、生物多様性に配慮した事業の実施、社員教育や地域活動といった事業者の活動を促進します。

目標3 自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる

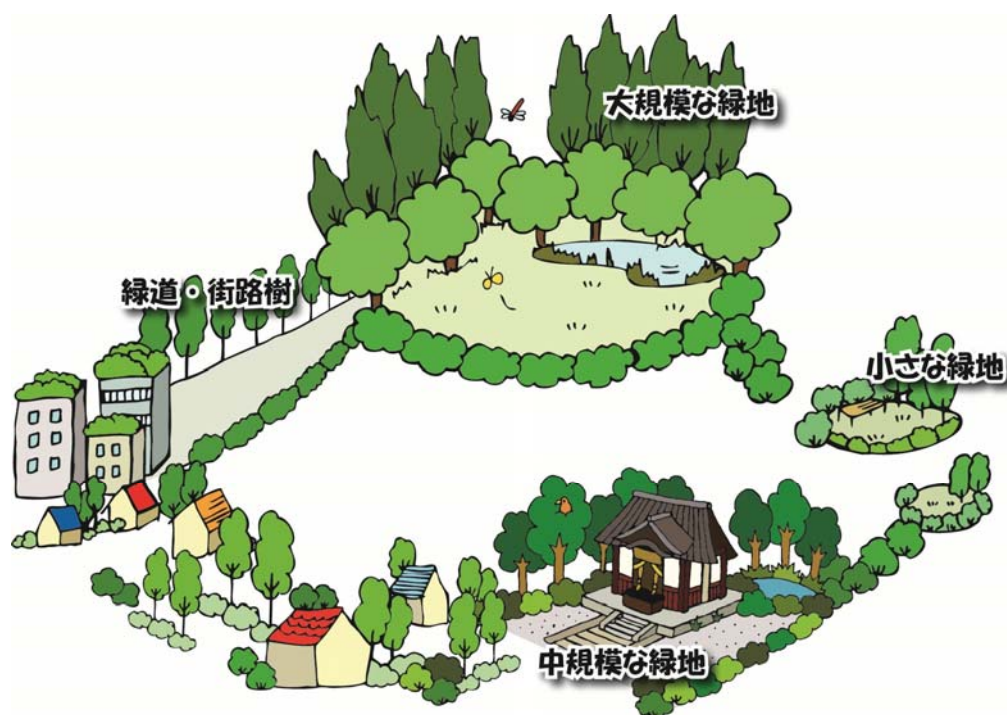
行動方針(1) 身近な自然をつくり、つなげ、生きもののすみかを豊かにしよう

港区には、生きものの生息拠点となっている地域ゆかりの緑地や学校の緑、公園、民有地の庭など、大小の様々な緑地がありますが、それらは市街地の中に点在しています。

緑地が点在している状況は、生きものにとって個々の小さな緑地の中に取り残された状態となり、餌を十分に得られなかったり、繁殖する場所が限られてしまうなど、生息地として厳しい環境といえます。

そこで、生きものの生息拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、生きものが暮らしやすい状況をつくる必要があります。このような、生きものが移動できるようにつながれた状態にある生息地のネットワークのことを、エコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）といいます。

生きものと共存するまちをめざし、身近な自然をつくり、つなげていきます。



エコロジカルネットワークの概念図

行動方針（２）地域本来の自然を守り育てよう

港区の貴重な自然を残し、生きものが利用できる空間を増やすために、貴重な自然環境の保全・再生や水質改善などによって生物多様性を豊かにしていきます。

行動方針（３）外来種による生態系への影響を防ごう

外来種によって在来種が追いやられたり、食べられるなど、生態系に悪い影響が生じています。在来種を中心に構成される地域本来の生態系を守り育てるためには、こうした外来種の拡散や定着を防ぐことが必要です。また、すでに外来種によって地域本来の生態系のバランスが崩れている場所については、対策が必要です。

外来種に関する正しい理解を広め、正しい知識に基づく行動を促進していきます。

行動方針（４）生態系や気象などを調べ、自然環境の改善に役立てよう

自然環境や生きものの変化を継続的に調べることで、環境改善の方法を検討したり、取組の効果を知ることができます。

区内の緑と水、生きものや気象などに関する現状と、経年変化を把握して、適切な対策を検討するため、生きものや自然環境に関する調査を継続して行います。

目標４ 地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

行動方針（１）まちの生物多様性の恵みを活かそう

港区には江戸時代の史跡や文化が継承されています。江戸前寿司などの豊かな東京湾の恵みが育んだ食文化も、地域固有の生物多様性の恵みです。

これらの生物多様性に関する文化や伝統をまちの魅力として発信します。

行動方針（２）地域内外のつながりを強めよう

地域内外のつながりを強め、交流を深めることは、みんなの力を引き出し、生物多様性に関連する取組を効果的に進めるために必要です。

地域内外で多様な主体が交流できる場を設け、様々な主体と連携していきます。

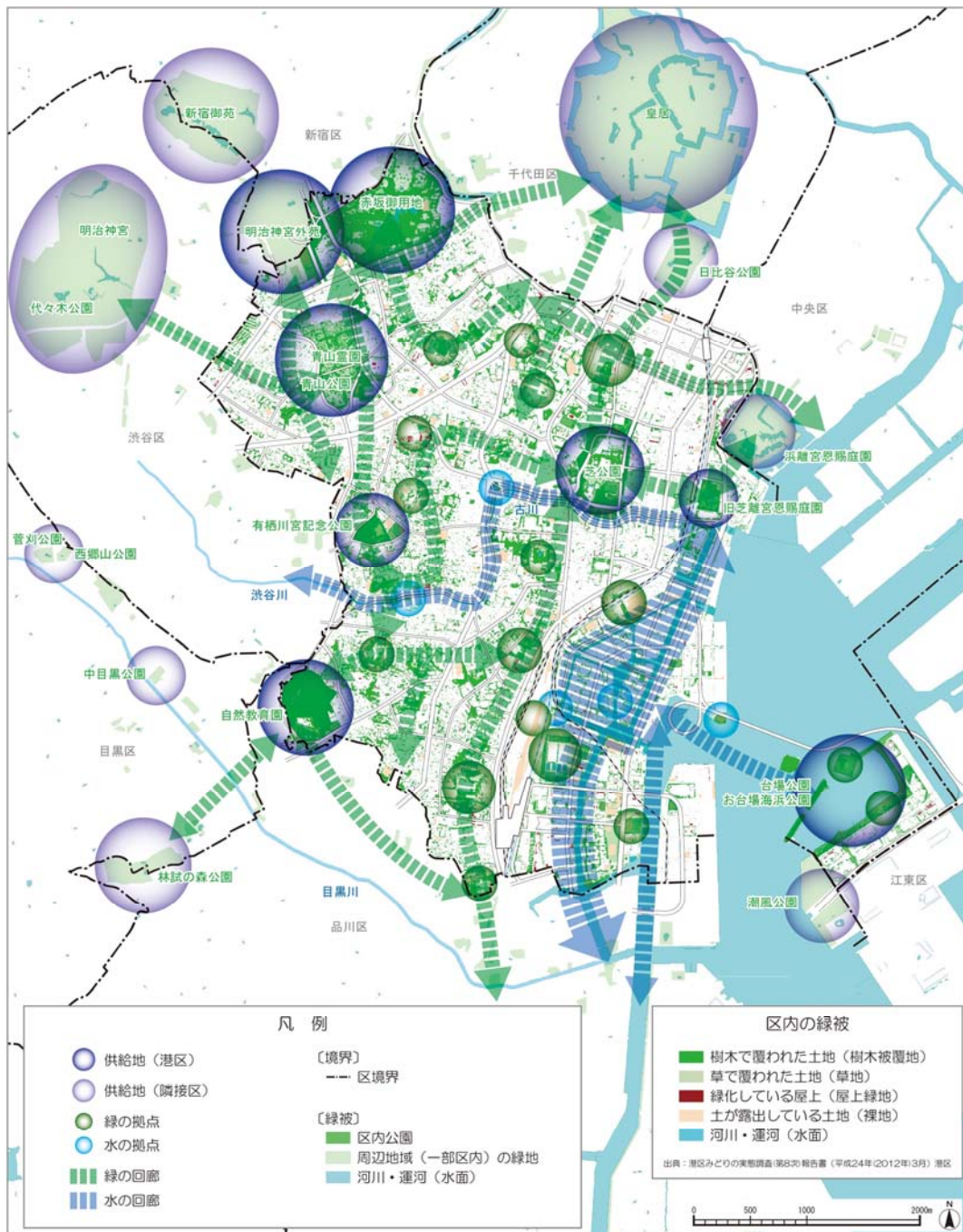
行動方針（３）みんなで活動をひろげ進めていこう

生物多様性の保全や持続可能な利用の促進には、区民一人ひとりとともに、事業者などの団体での取組が不可欠です。

情報共有や協力体制をつくり、連携しながら、生物多様性をテーマにした活動をする団体や参加者を増やしていきます。

エコロジカルネットワークの将来像（2050年）

「生物多様性緑化ガイド」（港区，2016）において、エコロジカルネットワークの骨格となる「供給地」、「拠点」、「回廊」、「点在する緑」の4つの構成要素の視点に基づいて区内の該当する場所を整理し、隣接区とのネットワークをめざした、平成62（2050）年におけるエコロジカルネットワークの将来像を策定しました。



「生物多様性緑化ガイド」（港区，2016）より